

	質問	回答
1	特典クーポン券の対象にならないケースを教えてください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊期間やレンタカー利用期間が条件に合致しないもの</li> <li>・自家用自動車利用者以外</li> <li>・ビジネス利用（法人契約による利用、法人名での領収書発行での利用のもの 等）</li> </ul>
2	特典クーポン券の配布期間を教えてください	配布は5月12日（月）から6月30日（月）となります
3	特典クーポン券の仕様について教えてください	紙クーポンとなります。偽造防止対策も施された仕様になっており、1枚1,000円券になります。条件を満たしたレンタカー利用者1台につき3枚（3,000円分）を配布する予定です。
4	特典クーポン券の管理方法について	管理台帳へ配布日とクーポン券記載の管理番号の記載をお願いします。（詳細はマニュアルに記載します）
5	お客様にアンケートをお願いするタイミングを教えてください。	レンタカー利用当日受付時にアンケートをお願いし、アンケート終了後に特典クーポン券をお渡しください。（詳細はマニュアルに記載します）
6	特典クーポン券の在庫が少なくなってきた場合はどうすれば良いですか？	事務局で多少予備がございますので、各社代表窓口より運営事務局へご相談ください。
7	特典クーポン券の在庫が無くなった場合はどうすれば良いですか？	クーポン配布終了のご案内を各社ホームページ等にて告知のご協力をお願いいたします。キャンペーン特設サイト上にも掲載いたしますので、運営事務局へのご連絡もお願い致します。
8	特典クーポン券配布状況の途中経過報告は必要ですか？	途中経過は5月末と6月末の2回、店舗ごとの在庫枚数をまとめて各社代表様より運営事務局へお願いする予定です。（詳細はマニュアルに記載します）
9	特典クーポン券を紛失したがどうすれば良いのでしょうか？	紛失したクーポン券の管理番号を運営事務局へご報告願います。金券と同じですので、十分なセキュリティの下で管理をお願いいたします。
10	アンケートはどのような仕様になりますか？	スマートフォンで二次元バーコードを読み込んで登録する仕様となります。アンケート終了画面を確認いただいた後にクーポン券のお渡しとなります。
11	レンタカー会社が利用車両に対して直接給油する場合、利用者がレンタカー会社に対して給油代としてクーポンで支払う事は可能でしょうか？合わせてレンタカー会社が加盟店として登録ができますか？	クーポン支払い先がレンタカー会社になる事は出来ません。よって加盟店として登録する事も出来ません。お客様が直接給油の支払いで利用できるのは加盟店登録されているガソリンスタンド（給油所）のみとなります。
12	1日目の午後から貸出しをして2日目の午後に返却する場合は対象となりますか？	利用時間における条件はございませんので、対象となります。4月以降にレンタカーと宿泊を予約しレンタカーを2日間以上利用し、かつ県内に1泊する方は対象となります。
13	利用者より仕事と観光の両方でレンタカーを利用する申し出があったが、対象となりますか？	法人番号での予約やレンタカー代金の支払いが法人の場合は対象外です。レンタカー利用において観光がメインで且つレンタカー代金が個人払いの場合は対象となります。